

特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会
歯周インプラント指導医制度施行細則

- 第1条 特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会（以下「本会」という）認定制度規則（以下「規則」という）の施行にあたって、本会歯周インプラント指導医に関して同規則に定める事項以外は、次の各条に従うものとする。
- 第2条 規則第7条における歯周インプラント指導医の認定は、次の各号に該当する者であって、認定審議委員会の審査で可否を判定し、理事会の議決を経て行う。
- (1) 本会指導医であること。
 - (2) 本会歯周インプラント認定医であること
 - (3) 本会歯周インプラント認定医取得後、7年以上の学会歴を有していること。
 - (4) 歯周インプラント指導医にふさわしい業績を有すること。
 - (5) 本会歯周インプラント指導医1名の推薦があること。
 - (6) 本会の禁煙宣言に賛同する非喫煙者であること。
 - (7) 本会認定審議委員会の業務に協力できること。
2. 歯周インプラント指導医審査については別に審査施行細則を定める。
- 第3条 規則第8条により歯周インプラント指導医と認定された者は、あらかじめ歯周インプラント指導医登録料を納付しなければ、歯周インプラント指導医認定証の交付を受けることはできない。
- 第4条 歯周インプラント指導医の認定更新を申請しようとする者は、手数料を添え歯周インプラント指導医更新申請書と歯周インプラント指導医研修記録簿を認定審議委員会に提出しなければならない。
2. 歯周インプラント指導医は、更新ごとに本会の主催する指導医講習会の受講（1回以上）を必須とする。
 3. 歯周インプラント指導医更新の申請は、更新時の1年前から行うことができる。
- 第5条 規則第15条における、歯周インプラント指導医の生涯研修単位基準は、附表2に定める生涯研修単位の合計単位による。所定の研修単位は5年間でⅠに規定する研修会出席を60単位以上及びⅡ・Ⅲに規定する業績を20単位以上とする。
- 第6条 規則第15条に関し、止むを得ない理由で更新の申請ができないと認定審議委員会が認めた場合には、歯周インプラント指導医資格の保全のため3年以内の更新期限の延長を認める。延長期限内に学会活動が困難だった理由を記した届けを添えて更新申請を行う。
- 第7条 規則第17条の規定により、歯周インプラント指導医の資格を喪失した者であっても、喪失の事由が滅したときは再び認定を新規申請することができる。
- 第8条 この制度の施行に関わる諸手数料を次のように定める。
1. 歯周インプラント指導医認定申請料 2万円
 1. 歯周インプラント指導医登録料 4万円
 1. 歯周インプラント指導医更新手数料 2万円
- 第9条 この細則の変更は理事会の議決を経て、総会での報告を必要とする。

附則

本施行細則は、平成 25 年 6 月 15 日から施行する。

本施行細則は一部改正し、平成 27 年 7 月 18 日より施行する。

本施行細則は一部改正し、令和元年 6 月 22 日より施行する。

本施行細則は一部改正し、令和 2 年 6 月 7 日より施行する。

本施行細則は一部改正し、令和 6 年 6 月 17 日より施行する。

更新時に満 65 歳に達した者は、認定期限が令和 7 年 3 月末までの場合に限り、歯周インプラント指導医研修記録簿（様式 6）の提出を免除する。